

入札参加者の皆様へ

令和8年9月
大阪府環境農林水産部

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

1. 趣旨

昨今の中東情勢の変化を踏まえ、受注者が安心して施工・受注できる環境を整備する観点から、ナフサを由来とする建設資材（以下「調達検討資材」という。）について、代替資材を調達した場合や流通経路の見直しによる調達をする場合等に、これらの調達変更により必要となる経費（以下「別途調達経費」という。）を設計変更により計上する運用を、別紙のとおり定めましたので、お知らせします。

詳細については、別紙「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」を参照してください。

2. 対象案件

環境農林水産部が発注し、調達検討資材を含む工事を対象とします。

3. 適用

環境農林水産部において、令和8年9月1日以降の単価適用年月日を用いて積算業務に着手する工事に適用します。

なお、令和8年8月31日以前の単価適用年月日を用いて積算する工事（既契約工事を含む）については、受発注者間で協議が整ったものから適用します。

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

1 対象工事

環境農林水産部で発注し、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下「調達検討資材」という。）を含む工事。

2 設計変更の流れ

（１）発注者は、あらかじめ対象工事に含まれる調達検討資材を確認し、必要に応じて調達検討資材の設計条件を設計図書に示すものとする。なお、受注者から調達検討資材に関する追加等の協議があった場合には、発注者は調達検討資材に該当するか否かを確認の上、設計図書に反映する。

（２）受注者は、調達検討資材について、納期の遅延や別途調達経費が必要となる等の事象が確認された場合は、事前に発注者と協議するものとする。

（３）受注者は、調達検討資材に係る証明書類（調達時期・購入数量・購入単価が記載された実際の取引伝票、見積書、請求書等）を発注者に提出するものとする。

（４）発注者は、上記（３）に係る別途調達経費について証明書類を基に設計変更を行うものとする。なお、調達検討資材について納期の遅延が生じている場合は、必要に応じ工期変更を行うものとする。

3 適用

環境農林水産部において、令和８年９月１日以降の単価適用年月日を用いて積算業務に着手する工事に適用する。

なお、令和８年８月３１日以前の単価適用年月日を用いて積算する工事（既契約工事を含む）については、受発注者間で協議が整ったものから適用する。

4 その他

（１）特記（又は特別）仕様書記載例

調達検討資材を含む対象工事においては、以下の記載例を参考に特記（又は特別）仕様書に本運用の対象であることを記載するものとする。

既契約工事においては、特記（又は特別）仕様書記載例により受注者に指示を行うこととし、調達検討資材は受発注者間で協議の上で設定すること。

第〇条 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた対応

1. 供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下「調達検討資材」という。）の調達において、供給の偏り、流通の目詰まりにより納期の遅延、別途調達に経費が必要となるなどの事象が確認された場合は、発注者と協議するものとする。
2. 調達検討資材は下表を想定している。これにより難しい場合は、発注者と協議するものとする。

表－〇

資材名	規格	設計数量※ ²	単価適用年月※ ¹	単価適用地区※ ¹
硬質ポリ塩化ビニル管	φ〇〇	〇〇m	R〇. 〇月	〇〇地区
塗料用シンナー	〇〇用	〇〇L	R〇. 〇月	〇〇地区

3. 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、書面にて事前に発注者と協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）
4. 受注者は、別添調達経費に係る証明書類（調達時期・購入数量・購入単価が記載された実際の取引伝票、見積書、請求書等）を発注者に提出するものとし、原則３者以上の見積を徴収し、その別途調達経費の妥当性を証明すること。その妥当性が確認できた場合、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

※１：単価適用年月、単価適用地区については、入札時の設計条件を明示する。

※２：設計数量については、設計図書（工事数量表や図面等）に記載された数量を明示することを基本とする。

なお、設計図書に数量が明示されていない資材については、関連する資材から、一般的な換算値を用いて算出し明示するものとする。

（例：塗料用シンナーについて、使用する塗料の標準的な希釈率を基に算出）

（２）積算方法

ア 設計変更は、最終変更時（指定部分がある場合は、その指定部分の最終変更時）に行うことを基本とする。

イ 設計変更を行う対象数量の考え方は以下のとおりとする。ただし、既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量<設計数量	→ 設計変更不可。
設計数量≦証明数量≦積算数量	→ 設計変更可。対象数量は証明数量
積算数量<証明数量	→ 設計変更可。対象数量は積算数量

注) 設計数量：設計図書（工事数量表や図面等）に記載されている数量※

積算数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）

証明数量：受注者から証明された数量

※精算変更見込み数量を考慮すること。

換算値等を用いて明示した調達数量については、受発注者間で合意した換算値等や実際の使用量を基に、受発注者間で協議して最終的な設計数量を決定すること。

ウ 設計変更に用いる単価は、提出された見積のうち、もっとも経済的に優れる価格を設計変更に用いる価格とする。

エ 別途調達経費は、直接工事費に計上するものとする。材料費が個別に設定されている場合は、ウの価格に入れ替えて設計変更を行うこと。

土木工事標準単価など材料費が分離できない場合は、調達検討資材の当初入札時点での実勢価格とウの価格の差分を計上して設計変更を行うこと。

オ 本通知に基づく設計変更内容は、工事請負契約書第26条（スライド条項）の対象外とする。

（３）工期

設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこと。

（４）留意事項

ア 発注者は、受注者より調達検討資材に供給の偏り、流通の目詰まりにより納期の遅延、別途調達に経費が必要となるなどの事象が確認されたと協議があった場合は、資材注文の遅れといった受注者の責によらないことを確認すること。

イ 発注者は、上記アにより受注者の責によらないことが確認された場合、納期遅延を考慮した工程の見直しを図るなどの対応を行うこととするが、工程の見直しを図っても調達資材の納期が間に合わない場合については、代替資材の使用について優位性を確認するなどの検討を行った上で、設計変更（必要に応じ工期変更）を行うものとする。

ウ 発注者は、上記イにより設計変更を行う場合、増嵩する費用等について地方自治体、土地改良区等の関係団体に説明し十分に理解を得ること。